

令和8年第2回定例会調査事項に関する提言の方向性について

前回（6月17日）の特別委員会において、重点調査項目に関して出された各委員の意見概要は以下のとおりであり、これらの意見を総合し、委員会としての提言の方向性をまとめた。

重点調査項目1 大規模災害への備えについて
(2)避難体制の整備について

意見概要		提言の方向性	
①	緊急一時退避場所の具体的かつ適正な利用方法について地域住民に周知し、理解を深める必要がある。(さかまき委員・田中いさお委員・山内委員)	1	【防災施設の適正利用に向けた周知徹底】 災害時に、地域住民の円滑な避難を実現するためには、各施設の役割や適切な活用方法を分かりやすく事前周知するほか、施設を活用した効果的な防災訓練についても検討する必要がある。特に、避難所と誤認される恐れのある緊急一時退避場所については、逃げ遅れた場合の一時的な退避施設であることを周知徹底し、他の避難所との違いについて、理解促進を図る必要がある。
②	緊急一時退避場所にペット同行での退避ができることについて十分に周知すべき。(いがらし委員)		
③	避難することのできる施設について事前に周知徹底し、区民の安心に繋げる必要がある。(五十嵐委員)		
④	新たな防災施設の認知度向上及び適正利用の促進に向けては、区が主体となって施設を活用した防災訓練を実施すること等が有効である。(さかまき委員)		
⑤	緊急一時退避場所の実効性向上には、国や都との連携強化が必要である。(山内委員)	2	【緊急一時退避場所の実効性向上】 高台へ逃げ遅れた地域住民が多く発生するなど、想定外の事態に備え、国や都との連携を通じた多様な安全確保策について検討し、緊急一時退避場所の実効性の向上を図る必要がある。
⑥	緊急一時退避場所における人員体制の強化及び備蓄の充実を図るべき。(五十嵐委員)		
⑦	体制の整備においては、想定外の事態が発生した場合を想定し、検討を深めるべきである。(小野委員)		
⑧	大規模災害における想定外の事態に備え、車両やヘリコプターの活用を含めた多様な避難手段の検討を進めるべきである。(五十嵐委員)		
⑨	出水時における戸田市への避難について、避難先や受入体制、受けられる支援内容等を分かりやすく区民へ周知すべき。(近藤委員)	3	【避難行動の円滑化に向けた事前の備え】 避難行動の円滑化には、平時からの備えが肝心である。特に、甚大な被害が想定される地域においては、個別避難計画の作成を進めるとともに、地域住民や高齢者・障がい者施設等に対し、近隣自治体避難等の避難情報の周知を徹底し、避難確保計画等に基づく早期非難につなげる必要がある。また、地域住民による防災訓練や避難所運営への支援を継続的に行うとともに、出水による被害想定地域に対しては、地域の実情に応じた支援について検討を進める必要がある。
⑩	避難の円滑化のため、個別避難が必要な方へ個別避難計画の早急な作成を行うとともに、介護事業所や障がい者団体等との連携及び周知を進めるべき。(山内委員)		
⑪	出水時を想定した住民参加型の防災訓練を継続して実施すべき。(山内委員)		
⑫	河川の増水に伴い出水の危険が予測される場合においては、防災行政無線等を活用し早期避難に向けた注意喚起を行う必要がある。(五十嵐委員)		
⑬	避難所の円滑な運営に向けては、地域住民の主体的運営を促進する支援をすべき。(いがらし委員)		

重点調査項目2 震災・火災に強いまちづくりについて
(3)不燃化の促進について

意見概要		提言の方向性	
①	木造住宅密集地域については、大規模な面的整備から個別的な取組へと段階を移行し、老朽建築物等対策計画と連携した不燃化の推進を図るべきである。(田中やすのり委員)	1	【木造住宅密集地域に対する取組の強化】 燃えない・燃え広がらないまちの実現に向けては、木造住宅密集地域に対し、各種制度・事業の周知強化を通じた意識啓発及び支援の充実が重要である。そのためには、不燃化特区だけではなく、特区に指定されていない木造住宅密集地域に対するソフト面の取組を明確にする必要がある。加えて、不燃化の進んでいない地域の可視化を行い、その地域に対して、老朽建築物等対策計画と連動した個別的な取組を推進すべきである。
②	不燃化特区に指定されていない木造密集地域に対するソフト面の取組内容を明確化すべき。(大野治彦委員・いがらし委員)		
③	燃えない・燃え広がらないまちの実現に向けては、不燃化特区事業のさらなる周知啓発が必要である。(さかまき委員)		
④	不燃化が進んでいない地域の見える化を行い、助成制度を活用した特定地域に対する重点的な取組を推進すべき。(田中いさお委員)		
⑤	老朽建築物の除却推進等により空地の確保を進め、延焼防止に向けたまちづくりを推進すべき。(五十嵐委員)		
⑥	木造住宅密集地域の解消に向けては、高齢世帯や困窮世帯等へのアプローチも考慮した福祉的視点を踏まえた支援の在り方を検討すべき。(田中やすのり委員・さかまき委員・五十嵐委員)		
⑦	火災報知器やスプリンクラー等の出火防止のための設備に対する助成制度創設を検討すべきである。(小野委員)	2	【不燃化の促進・制度拡充】 木造住宅密集地域における不燃化を促進するため、火災報知器やスプリンクラー等の消防用設備への設置助成制度の創設・拡充や、街頭消火器を含む防火設備の普及促進に取り組み、出火防止及び延焼防止対策を強化すべきである。あわせて、建替え等に係る住民の理解促進や合意形成の支援を進め、地域の不燃化対策を推進すべきである。
⑧	木密地域における延焼防止対策として、街頭消火器や火災報知器、スプリンクラー等の設置普及に取り組むべき。(五十嵐委員)		
⑨	不燃化特区事業の推進に向けては、助成額引き上げの検討に加え、建替えや転居に係る支援を行うなど、合意形成に向けた取組を推進すべき。(山内委員)		
⑩	不燃特区内助成制度のアップデートや消防用設備の設置助成について検討すべき。(小野委員)		